

都市計画の提案で住みよいまちづくりを

都市計画の提案制度について

都市計画の提案制度ができました

この制度は地域のまちづくりなどを進めるにあたって、必要とする都市計画の決定や変更を土地の所有者やまちづくりNPO法人などが、江別市に提案できるものです。住みよいまちづくりを進めるためにご活用ください

提案できる方

- 土地の所有者、借地権者
- まちづくりNPO法人
- 営利を目的としない法人
- まちづくりの知識を有する団体

提案できる都市計画

- 提案できる都市計画は、マスタープランを除く全てのものが対象となります。裏面の「都市計画の種類」を参考にしてください

提案を行うときの条件

次の条件を満たしていることが必要です

- 5,000㎡以上のまとまった区域であること
- 都市計画に関する法令上の基準などに適合していること
- 土地の所有者などの3分の2以上の同意があること

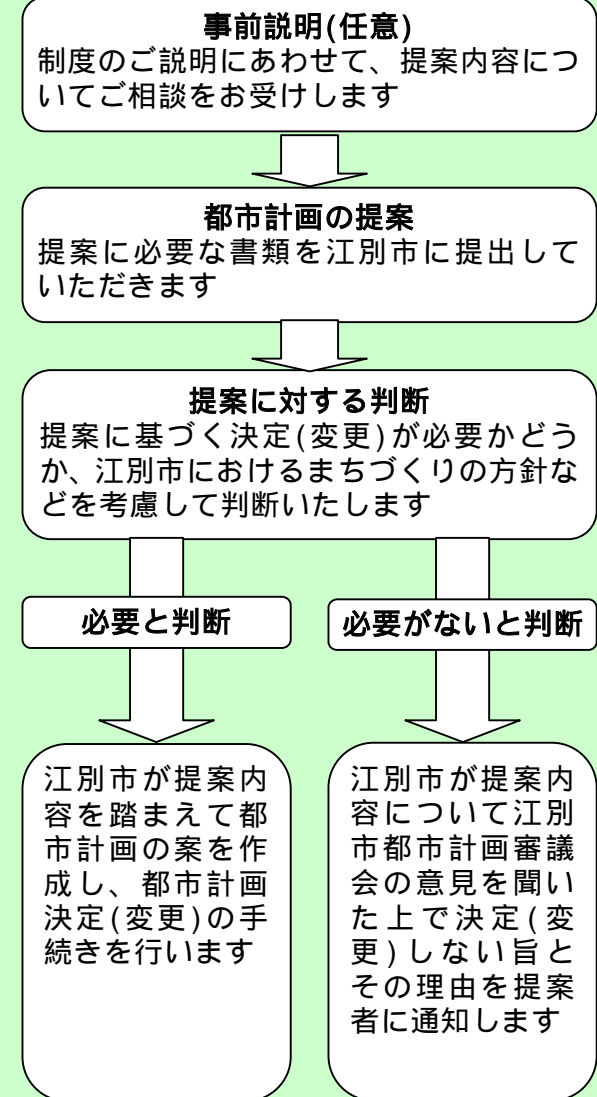
提案先

- 提案の内容により、提出先が異なりますので事前相談の際にご確認ください

提案に必要な書類

- 提案者の住所、氏名などを記載した提案書
- 都市計画の素案(提案する都市計画の内容がわかる説明書と図面)

都市計画の提案から決定(変更)までの流れ



お問い合わせ先

江別市 企画政策部 都市計画課

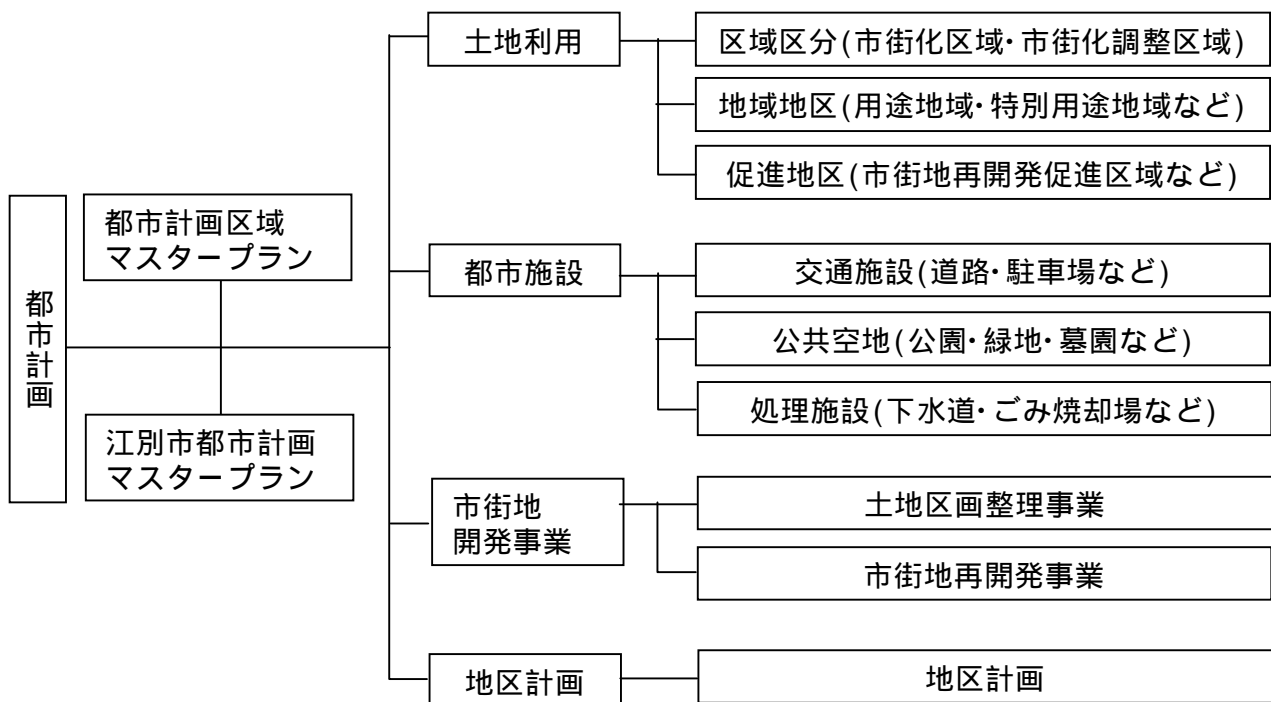
〒067-8674 江別市 高砂町 6 番地 TEL 011-381-1038 (直通)

都市計画とは

- ・ 都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保を目指すものであること、また、このためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図られるべきことを基本理念として定められるものです
- ・ その目的は、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業などを法に定め、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することにあります
- ・ また、都市計画は、現在及び将来の都市の区域を対象とする計画であることから、国土全体又は一定の地域全体について、広域的かつ総合的な観点から土地利用等に関する計画がさだめられていなければなりません
- ・ そのため、国の国土計画又は地方計画適合するよう定める必要があるとともに、江別市の各マスタープランに即して定めることとされています

都市計画の種類

都市計画の構成は次のようになっています



詳細のお問い合わせは都市計画課まで